

指定給水装置工事事業者 更新申請書類一覧

必要書類

【共通】	
①指定給水装置工事事業者指定申請書 ②機械器具調書 ③誓約書 ④営業実態等に関する調査票 ⑤給水装置主任技術者免状又は給水装置工事主任技術者証の写し（全員分） ⑥所在地を記した位置図・・・周辺の住宅地図を赤塗りしたもの ⑦写真・・・事業所の外観・内観、倉庫、運搬用具及び駐車場	
※①～④は様式あり	
【個人事業主の場合】	【法人の場合】
⑧住民票（個人番号の記載のないもの）、 在留カード又は特別永住者証明書の写し	⑧登記事項証明書 ⑨定款

※代表者・所在地・主任技術者・役員に変更がある場合は、変更届を同時に提出してください。

様式第一(第十八条関係)

(表面)

指定給水装置工事事業者指定申請書

豊田市事業管理者 殿

令和●年●月●日

申請者 氏名又は名称

住所

代表者氏名

●●管工株式会社
愛知県豊田市●●町●●丁目●●番地
代表取締役 ●● ●●

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">肩書、氏名を記入する。 法人の場合は登記事項証明書 及び定款に記載されている方、 全員分の氏名を記載する。</div>	
事業の範囲	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">水道関連事業のみ記載する。 法人の場合は「登記のとおり」でも可。</div>
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
該当する主任技術者全員分を記載。	

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
複数の事業所がある場合のみ記載。	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表(第十八条関係)

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
(例) 管の切断用の 機械器具	金切りのこ エンジンカッター	○○○○ ○○○○	○ ○	
管の加工用の 機械器具	やすり パイプねじ切り器	○○○○ ○○○○	○ ○	
接続用の機械器具	トーチランプ パイプレンチ	○○○○ ○○○○	○ ○	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	○○○○	○	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

要綱様式第1号

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、豊田市
上下水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第3号アから
キまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

豊田市事業管理者様

申請者

法人の場合は代表者が誓約してください。
(役員全員の誓約は不要)

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

印

法人の場合は法人の実印。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

要綱様式第2号

回答日： 令和●年●月●日

営業実態等に関する調査票

- ・回答内容は一覧にして市ホームページで公表する予定です。
- ・各設問の【公表】欄の「可」「不可」を必ず選択してください。
- ・【公表】欄が「不可」又は選択がない場合、一覧では「公表不可」の旨を表示する予定です。

①基本情報（Emailアドレス以外公表します）

フリガナ	●●カンコウカブシキガイシャ	指定番号	
事業者名	●●管工株式会社		
住所	〒●●●●●● 愛知県豊田市●●町●丁目●●番地		
電話番号	●●●●●●-●●●●●●	Emailアドレス	●●●●●●kankou9999@co.jp

②業務内容

↓可・不可のどちらかに必ず○をつけてください。

【営業日・休業日・営業時間】	【公表】	可	不可
営業日：●月・火・水・木・金 土・日・祝 営業時間：8:30-17:00			
休業日： 月・火・水・木・金 土・日・祝 その他（ 年末年始 ）			
【漏水等修繕】	【公表】	可	不可
対応の可否			
※修繕対応時間： <input checked="" type="checkbox"/> 営業時間内可 <input type="checkbox"/> 24時間対応可 <input type="checkbox"/> 対応不可			
<input checked="" type="checkbox"/> その他（ 緊急性が高い場合には営業時間外でも対応可 ）			
【対応工事種別】	【公表】	可	不可
・配水管からの分岐 ～ 水道メーター（ <input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 改造等）			
・水道メーター ～ 宅内給水装置（ <input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 改造等）			

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

【受講実績】	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	【公表】	可	不可
（有の場合のみ記入してください。）				
受講者名（公表対象外）	研修会名・実施団体		受講年月日	
●● ●●	●●財団 給水装置工事研修会		令和●年●月●日	
●● ●●	●●財団 eラーニング		令和●年●月●日	
●● ●●	自社内研修 ●●に関する業務		令和●年●月●日	
・主催者（公的機関・民間）、主催地（県内外）関わらず記載してください。				
・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。				
・自社内研修については、研修内容を記載してください。				
・受講者名は、公表の対象ではありません。				
・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。				
外部研修の場合は、修了証の写しを添付。 社内研修の場合は、証明書等の添付は不要。				

④豊田市が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

【受講実績】	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	【公表】	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
未受講の場合は、その理由を記入してください。			
理由（非公表）：			

⑤過去1年以内の給水装置工事（「配水管からの分岐～水道メーター」の工事のこと）に主に従事した、適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

【適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況】	【公表】	可	<input checked="" type="checkbox"/> 不可	
<input type="checkbox"/> 「配管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため該当者なし <input checked="" type="checkbox"/> 「配管からの分岐～水道メーター」の工事を施行するため下表に対象者情報を記入 過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。				
技能を有する者の氏名（非公表）	配水管への「分水栓の取付」、「せん孔」、「給水管の接合」の、すべての経験を有しているか（○×を記入）	資格等を有しているか（○×を記入）	保有している資格等 ※資格名については下記を参照	工事年度
●● ●●	○	×		令和●年度
●● ●●	×	○	配管技能士	令和●年度

※以下に示す保有資格等の名称（下線部のみ）を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

- ・ 資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。
- ・ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。
- ・ 技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。
- ・ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

（問合せ・提出先）豊田市上下水道局
 料金課 給排水担当
 TEL:0565-34-6680
 FAX:0565-34-6655